

中小企業進出支援委員会 活動報告

2014年10月三木会

1. 本年度の建議書取組方針について

2. 日々の活動について（よろず相談所機能の更なる拡充）

- ①進出マニュアル／サービスプロバイダーリストの発行
- ②既進出企業からの問題点の吸い上げ
既進出企業との対談、工場訪問
- ③TN州関係機関とのコミュニケーション・チャネルの構築
- ④個別問題の解決のサポート

1. 本年度の建議書取組方針について

当委員会では、複数のTN州政府関係機関との間で随時対話が可能な関係性を構築しつつあり、建議書を通じてではなく、これらの対話の中で引き続き課題をフォローしていく。

(当委員会が認識している主な課題)

- 中小企業の円滑な進出に資する工業団地等の整備
 - ⇒ ・ガイダンスビューロー、SIDCOとの間でコネクションを構築。今後、両者との直接対話を通じてフォロー。
 - ・工業団地委員会と連携し、SIPCOTに対して働きかけを行う。
- 事業実施に際し必要な情報の収集
 - ⇒ ・ガイダンス・ビューロー、TNPCB、TNEBの協力を得て、随時意見交換が可能なコネクションを構築。今後も、「よろず相談所」活動で把握した問題の解決を含め、本枠組を活用。
 - ・他機関とも、今後随時コネクション構築を進めていく。

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

① 進出マニュアル／サービスプロバイダーリストの発行

本委員会では、日々の各種活動を通じて把握した情報を踏まえつつ、日系企業がチェンナイで新たに工場を設立する場合に必要な一連の手続きや、拠点設立を支援するサービスプロバイダー及び支援内容をまとめた以下の資料を作成。

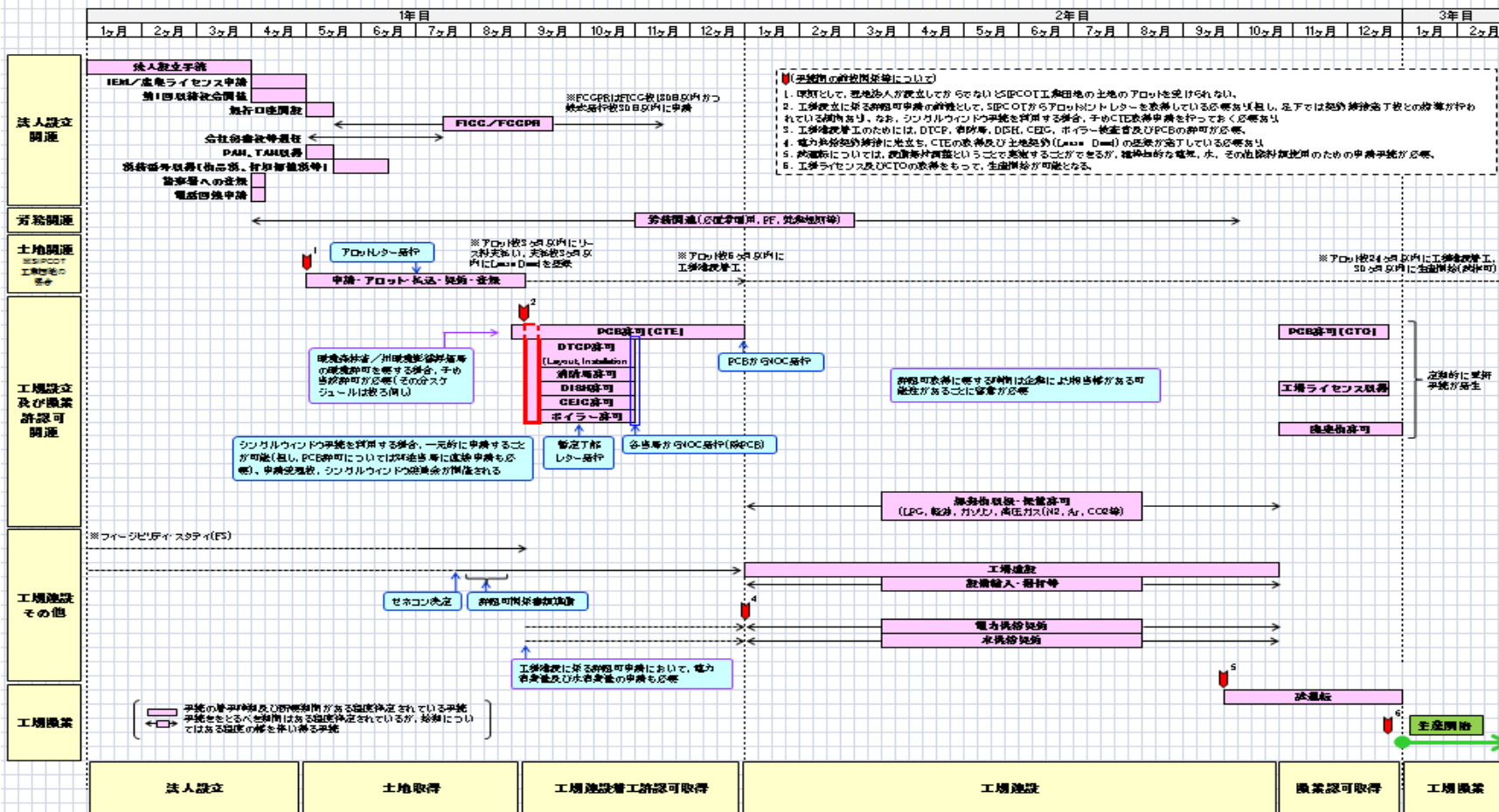
- 進出マニュアル(バーチャート)
- 進出手続きチェックリスト
- サービスプロバイダーリスト



今後、JCCICウェブサイトへの掲載等を通じて本資料を公表。

〔進出マニュアル(バーチャート)〕

製造拠点設立フロー(タミル・ナドゥ州)



【注】上の注意
 本資料は、チェンナイで工場設立を検討している企業の参考となるよう、工場設立までに必要な申請、所定期間の目安がわかりやすく示すことを目的として作成したものであり、所定期間については企業の異なりや置かれた状況等により相違が生じ、本資料で示されている所定期間をもって必ずしも申請が完了することを意味するものではない。
 本資料で示されている所定期間は必ずしも御座りではなく、企業の異なりや置かれた状況等により、更に必要な申請が発生する可能性がある。
 本資料では、原則として、各種申請を行うための取組行為や所定期間の期間については考慮していない。
 本資料に関連して利用者が不利益を受ける等の事象が生じたとしても、チェンナイ日中印工業中小企業進出支援委員会では一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

〔進出手続チェックリスト〕

進出手続チェックリスト							
手続フロー上の項目		チェックリスト上の項目		想定 所要期間	手続の趣旨	相談先	
大項目	小項目	細目					担当当局
法人設立関連	法人設立手続	合併契約の締結		特になし	企業次第	合併による進出の場合、法人設立に先立ち通例作成される契約。	SPリスト I-2 会計事務所、法律事務所
		基本定款の作成		特になし	企業次第	インド会社法上作成が義務付けられている、会社の基本事項について定められたもの。	SPリスト II-2 会計事務所、法律事務所
		付属定款の作成		特になし	企業次第	インド会社法に基づき、会社運営の細則等について定めたもの。	SPリスト II-2 会計事務所、法律事務所
		取締役認識番号の取得		インド企業省 Ministry of Corporate Affairs, Government of India	3週間	インド企業省が各企業の取締役を識別するために付与する番号。	SPリスト II-1 会計事務所、法律事務所
		デジタル署名証明書の取得		インド企業省 Ministry of Corporate Affairs, Government of India	4週間	オンライン申請が必要な書類に署名を付するために必要。	SPリスト II-1 会計事務所、法律事務所
		商号申請		インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	3週間	新規に設立する現地法人の商号について、当局から承認を得る手続。	SPリスト II-3 会計事務所、法律事務所
		法人登記申請		インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	4週間	新たに現地法人を設立する手続。	SPリスト II-3 会計事務所、法律事務所
	IEM/産業 ライセンス申請	産業企業家覚書 (IEM) 申請	インド商工省産業政策 促進局産業支援課 Secretariat for Industrial Assistance (SIA), Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP), Ministry of Industry, Government of India	1日	産業ライセンスの取得が不要な業種について、ライセンス免除の確認を得る手続。	SPリスト II-3 会計事務所、法律事務所	
	銀行口座開設	銀行口座開設	金融機関	2週間	資本金入金をはじめ、当地での事業活動上必要な資金管理上必要。	金融機関 (ADカテゴリー I 銀行)	
	FIGG/FCGPR	海外資金入金報告	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月	海外から資金が入金されたときにインド準備銀行に報告するための手続。	金融機関 (ADカテゴリー I 銀行)	
		株式発行報告	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月	株式が発行されたときにインド準備銀行に報告するための手続。	金融機関 (ADカテゴリー I 銀行)	
	PAN、TAN取得	恒久税務番号取得	インド財務省歳入局 所得税部 Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	2週間	インドの税務当局が納税者を識別するための番号。インド所得税法に基づき取得義務がある。	SPリスト II-1 会計事務所、法律事務所	
		源泉徴収番号取得	インド財務省歳入局 所得税部 Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	2週間	インドで源泉徴収を行うために必要となる番号。	SPリスト II-1 会計事務所、法律事務所	
	税務番号取得	物品税登録	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	1ヶ月	物品税を納入する製造業者等が必要な登録。	SPリスト IV-1-e 会計事務所	
		サービス税登録	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	1ヶ月	サービス税を納入する企業が必要な登録。	SPリスト IV-1-e 会計事務所	

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

②既進出企業からの問題点の吸い上げ 既進出企業との対談、工場訪問

- 月一回を目安に、既進出日系企業への訪問・面談を行い、現在直面している課題や、進出に際して直面した課題等をヒアリングし、進出を目指している日系企業や同様の課題に直面している既進出日系企業へのサポートの参考とする。
- これまで、進出済日系企業に御協力頂き、上記課題等について聴取。

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

③ TN州関係機関とのコミュニケーション・チャネルの構築

- TNPCB、TNEB: ジェトロビジネスサポートセンターのセミナーとの連携
- ガイダンス・ビューロー: 本委員会メンバーによる定期的な訪問及び情報交換
- SIDCO: SIDCO工業団地／レンタル工場建設予定地及び入居企業の訪問

2. 日々の活動について (よろず相談所機能の更なる拡充)

④個別問題の解決のサポート

- 工業団地委員会とともに、日本政府が推進する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の構成機関として参画。個別問題の解決に向けたアドバイスを実施中。
- ②の活動を通じて把握した課題について、本委員会で調査を行い、関係企業にアドバイスを実施。
- ジェトロビジネスサポートセンターのセミナーを通じて、日系企業が直面し得る課題解決に有用な情報を発信。